

公募要領

厚生労働省事業「介護サービス事業（居宅サービス分）における生産性向上に資するガイドライン作成等一式」において、生産性向上のための作業分析・コンサルティングを通じた調査等に参画する介護サービス事業所を公募する方法を次のとおり定める。

1 期間

2018年9月1日から2018年9月7日まで

ただし、応募状況により公募期間を予告なく変更することがある。

※ 全ての公募は終了いたしました。多くのご応募をいただき、誠にありがとうございました。

2 対象となる介護サービス及び採択する事業所数 ※括弧内は採択する事業所数

指定訪問介護（4）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（3）、指定訪問入浴介護（3）、指定通所介護（4）、指定小規模多機能型居宅介護（3）、指定居宅介護支援（4）、指定認知症対応型共同生活介護（3）

3 応募方法

指定の応募申請書に必要事項を記載の上、「PDF形式」で、下記の応募先にメールにて受け付ける。

4 評価方法

別途設置する第三者による選定委員会にて、厳正に審査し採択の可否を判定する。

5 通知方法

採択の可否は、当社より応募者に遅滞なく通知する。

6 その他の留意事項

- ・ 生産性向上に取り組む意欲があれば、生産性向上や業務改善の経験を問わない。
- ・ 採択された介護サービス事業所は、本事業の実施にあたり、当社と業務委託契約を締結する。本事業にかかる人件費、本事業の研究会への参加に係る交通費、通信運搬費、その他本事業に必要な費用等は、業務委託契約により当社が負担する。
- ・ 本事業における生産性向上に向けた取組においては、必ずしも介護ロボットや ICT 機器・ソフトウェアなどの導入を必須としない。
- ・ また介護ロボットや ICT 機器・ソフトウェアなどを利用する際でも、必ずしも、新規に導入することを必須としない。既に導入済の介護ロボットや ICT 機器・ソフトの有効活用、効率的活用に向けた取組も可とする。
- ・ 本事業において介護ロボットや ICT 機器・ソフトウェアなどを新規に導入する場合は、事業期間中、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所より貸与し、事業終了後、速やかに返却する必要がある。
- ・ 採択された介護サービス事業所は、成果物として事業成果報告書やその他本事業実施に関する資料を提出する。

- ・ 提出いただいた資料は原則として一般に公開される。
- ・ 本事業に係る活動内容や成果は、報告会等で発表することを前提とする。

7 応募先およびお問合せ先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
先端技術戦略センター 産業戦略グループ
ポリシー&オペレーション・マネジメントチーム
担当：足立圭司 吉田俊之
Email：Kaigo-seisansei@keieiken.co.jp